

建設水道委員会会議録

1. 開催年月日

令和2年12月2日 開会 9時56分 閉会 11時24分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

三宅文雄 多賀信祥 細羽敏彦 坊野公治
西田久志 佐藤 豊

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 坊野公治

(2) 副議長 大滝文則

(3) 事務局職員

事務局長 和田広志 事務局次長 藤原靖和
主 幹 西本洋子 主任主事 塩出英也

6. 傍聴者

(1) 一般 0名

(2) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（三宅文雄君） 皆さんおはようございます。

ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

〈議長挨拶〉

委員長（三宅文雄君） 本日の協議事項は、1、所管事務調査事項「地場産業の振興に係る本市の取り組みについて」、執行部等からの意見聴取の結果について、パブリック・コメントについて、2、12月定例会での所管事務調査事項について、3、その他でございます。

〈所管事務調査事項「地場産業の振興に係る本市の取り組みについて」〉

〈執行部等からの意見聴取の結果について〉

委員長（三宅文雄君） 前回の委員会において条例案及び調査報告書については決定いたしましたので、去る11月26日木曜日に私と多賀副委員長とで川井会頭と執行部のほうへ意見聴取に伺ってまいりました。その内容について多賀副委員長より報告をお願いいたします。

副委員長（多賀信祥君） お手元に1枚用紙がありますが、これに事務局がまとめてくれているので見ていただければと思いますが、11月26日の10時から日本綿布株式会社、井原商工会議所会頭川井さんとお会いをして、報告書の説明、また条例について目を通していただきました。

約1時間、委員長と会頭を交えて3人でお話をさせていただく中で出された意見としては、デニムに関する条例をつくってくれることは大変ありがたいということ、それから繊維産業に限定せずに井原市を元気にしたい、市と議会とまた民間と力を合わせて元気にしていきたいというお言葉をいただきました。また、総じて井原市が今後も全体としてよくなってほしいという思いがあるということ伺いました。ここには書いてありませんけど、一緒に頑張りましょうというお言葉を最後にいただいております。

その後11時から未来創造部唐木部長、田中次長と私と委員長と4人で同じように報告書の説明と条例について目を通していただきました。

特に市の役割ということで執行部が関連しますので、このことについて意見を聞いたところ、第2条の第3号、「生産者の創意工夫と努力を正しく評価すること」ということを明記してありますが、実際市としてはどういうことをするのかということ判断が難しいという意見をいただきました。

第2条の第1号についても、「デニムの日には積極的にデニム製品を身につけること」というふうに書いてありますが、実際には執行部で毎日デニムを着用して発信をしていこうという取組をしているんだけど、これはどうだろうということ言われたんですが、第2条の最初の文言で「次に掲げる事項の推進に努めるものとする」というところを読み取っていただいて、10月26日、仮に井原市でイベントを組まれる場合は市民にも呼びかけなければいけないんだなという読み取りをしていただいたところです。

報告は以上です。

委員長（三宅文雄君） ただいま副委員長のほうから報告をいただきました。

ただいまの報告の中で執行部から第2条第3号につきまして「生産者の創意工夫と努力を正しく評価すること」についての読み取りが難しく、市が何に取り組むのか明確ではないとの意見がございました。この意見に対する対応について、例えばこの条文を修正するのがよ

いか、修正するとしたらどのように修正するのか、またこの条文を削除してしまうのがよいか、委員皆様方のご意見を求めます。

副委員長（多賀信祥君） 11月26日にご意見をいただいて、私自身も考えてはみたんですが、原案をつくるときに、井原駅でデニムを売られてる商品がすごく高いという言葉が引っかかったり、それからデニムとはちょっと離れるんですけど、佐藤委員を交えて飲食業の方ともお話をさせていただいたときに、一生懸命つくっとんじゃけど値段を比べられるとかというところがあったので、ここに入れてはいたんですが、市とまた第4条で市民と中身を同じにするという意味でここへ原案のときには載せてたんですけど、これを仮に市民だけをお願いするというのも考えたんですけど、第2条第3号の内容を条例自体を通じて訴えているので、第3号については削除してもいいのかなという思いです。

委員長（三宅文雄君） ただいま副委員長のほうから第2条第3号については削除してもいいのではないかなというご意見でございましたけれども、他の委員の皆さん方のお考えをお伺いいたします。

委員（西田久志君） 副委員長にお聞きするんですけど、ブドウ、ゴボウもそうなんですけど、特に私はブドウに携わっとる者として、リーダーとして、要するにいいものはいい値段だというんで、私のめいっ子が名古屋のほうでそういういろいろな輸入製品を売ったりしているんですけど、井原駅のほうでリュックサックをつくってくれというてお願いしたら、幾らか、四、五万円かという値段だったけど、これはいいものはいい。だから、安い高いというのを言われるのではないでしようかね。高い、その評価、要するに市民の方から見れば安くてもいいものがあるというのは当たり前かもしれませんが、井原デニムを日本、世界へ売っていかうとするとときに、いいものはいい値段、そこそこの値段をするという意識づけが必要なんかなという思いがあるので。今副委員長が言われたからそういうふうに読み取れたような気がするんですけど、創意工夫、要するにいいものをいい値段で、それを努力されとるから正しく評価するということは、値段的にそれは高いとか安いではなくてそれは相当だというのを、これは市ですわね。だから、そういうところの位置づけというか、そういうものなんだろうけど、僕とすれば、それが意味合いとしてあるのならばちょっと分かりにくいので、もう少し文言を変える必要があるのかもしれませんが、これはこれでちょっと変えてでも残すべきなのかな。

だから、何遍も言いますが、いいものはそれなりにいい値段をする。ブランドとしてきちっと残っていくのを安売りするのではなくて高くする。昔は安いジーンズを売ってたところを今は傷物でも傷物と言わないようになったんですけど、そういうところで、井原市でこれを売っていく場合にはそれなりの価値のあるいいものを売っていかねばいけないとい

うような意識があるんですけど、それを意味するような文言に変えるのかなって。ちょっとこれは分かりにくいと言われりゃ分かりにくいんですけど、副委員長、どう思われますか。

副委員長（多賀信祥君） もともと原案をつくったときでいうと、西田委員が言われたような内容でと思っていたんですが、執行部と話をする中で、じゃあどういうふうに、第2条の最初でいうと、「次に掲げる事項の推進」ということである、「生産者の創意工夫と努力を正しく評価することを推進していく」という、じゃあ具体的に何をやるのかというのが、確かにどういったことをしていくのかということが読み取れず、なるほどなと思ったところで。デニム業界、繊維業界に限らず大事なことなんですけど、どういうふうに盛り込んでいくかというのが。

委員（西田久志君） 4号も「井原でしか生まれない価値を全国へ」というようになっていて、この3号、4号が抽象的ということに、今ここで気づいてしまうんですけど。「井原でしか生まれない価値」、いいものをそれ相応の値段でっていうのがあれば3号はなくてもいいのかなという思いもするんですけど、あくまでも抽象的過ぎるのかな。だけど、条例だから露骨にする必要があるのかなとは思いますが。

委員（佐藤 豊君） 「井原デニム条例」という名前なんで、僕は3号は残していいんじゃないかというふうに思うんです。

ほいで、ちょっと考えてみたんですけど、「生産者の創意工夫と努力を正しく評価し、デニムへの認識の醸成に努めること」。行政の取組ですから、だから今いいデニムは高いと、だけど何で高いかという認識がまだまだ広がってないから高い高いになっとなるけど、本来これだけの手間をかけてこれだけの努力をしたからこれだけの値段がするんだという、そういうデニムに対する知識の認識というんか、そういうものを市民の皆さんに醸成する、知ってもらおうという努力もなしにただ高いという言葉だけが独り走りするとなかなか認識してもらえないので、その辺の努力を行政としてもしてもらえたらいいんじゃないかという思いをさっきから考えたんですけどね。僕の考え方ですから、皆さんの思いで捉えていただければありがたいですけど。

委員長（三宅文雄君） 佐藤委員、もう一回確認いたしますけれども、第3号について、生産者の創意工夫と……。

委員（佐藤 豊君） 努力を正しく評価し……。

委員長（三宅文雄君） 正しく評価し、デニムへの認識の醸成に努めること。

委員（佐藤 豊君） デニムへの認識の醸成に努めること。

委員長（三宅文雄君） よろしいでしょうか、佐藤委員の提案はそういうことなんです。

委員（坊野公治君） 私はこのままでいいのかなと思って。例えば1号で何々をしましよ
うという、努力目標じゃないですけど、2号で過去の歴史を認識し、3号でそれを正しく評
価して、4号で発信していくという一連の流れができてると僕は思います。

「創意と工夫を正しく評価すること」というのは、市はもちろん、市民の方もそうです
けど、先ほど西田委員が言われたように、デニムの価値、例えばこんなに高いのを売れるわけ
ないじゃないというような発言をする方もいらっしゃいますけれども、そうではなくて、こ
れはこういうふうな価値があるんだということを、いうたら市のほうがちゃんと認識をして
評価をして市民の人に分かってもらう、市民の人に分かっていただいて、それをちゃんと全
国的にも発信していくという流れであるのであれば、私はこれは2、3、4というのは一連
の流れがあるのかなというふうには認識するので。

これを執行部のほうが市が何に取り組むか明確ではないという、具体的に明確ではないで
すけれども、それは具体的に何をしなさいということではなくて、そういうふうな認識を持
ちましょうということでもいいのではないかなというふうに私は思いますけど。

委員長（三宅文雄君） 皆様方から意見をお聞きしとんですが、細羽委員、お考えがあれ
ばお願いいたします。

委員（細羽敏彦君） ちょっと話がそれるんですけど、さっき言うたようにデニムは高い
高いと言われるんですが、今から昔のことを言うたら笑うかしらんけど、50年前は、僕も
大阪で営業をしとったんだけど、1本のジーンズが小売店さんで1,300円しとったわけ
ですわ。その当時、日当が男性で500円、女性で450円、日当ですよ。だから、2日半
働いてやっと1本手に入るぐらい、井原のジーンズは。それをどう言うていいか、工場もだ
んだん売れなくなったせいもあって、その頃は大阪にもスーパーはありませんでした、はっ
きり言うて。全部小売店だけでした。それがスーパーができたために値段的に今度は全部安
売りに入っちゃって、メーカーさんも安いものを作らにゃいけんということでだんだん
だん安うなったもんで。だから、今のが実際に高いことはないと思うんですけど、それも皆
さん分からないから高い高い言われとると思うんですわ。値段が高いや安いというのは問題
もあると思うんですけど、若い人は知らんからね。

ほいで、坊野委員の言われたように、僕はこのまま残してもいいんじゃないかと思うん
ですけどね。

〈休憩中に委員間で協議〉

委員長（三宅文雄君） 委員の皆様方からご意見をお伺いいたしまして、第2条第3号に

については残すのがいいのではないかなということ、文言の修正をして残すべきだというふうなご意見が多数であったというふうに思います。

もう一回、整理をして発表していただきたいというふうに思います。

副委員長（多賀信祥君） 先ほど未来創造部とのやり取りの中で、第2条第3号について具体的に何をしたらいいのかということが理解できないということでしたので、まず「生産者の創意工夫と努力を正しく評価し支援すること」というように、具体的な行動を表す言葉に変えるということ。

それから、「生産者」という言葉ですが、今までの経緯の中で、織物のデニムのみということではなくて、もともとの仕立てが井原で作る特産品ということがベースになっていたので「生産者」という言葉が残っていましたが、ここも下へ続くということもありますので、「事業者」に変更したらと思います。

委員長（三宅文雄君） ただいま副委員長のほうから第2条第3号について、「事業者の創意工夫と努力を正しく評価し支援すること」というふうに訂正したらどうかというご意見でございましたけれども、委員の皆様方のご意見を求めます。

〈なし〉

委員長（三宅文雄君） ただいま協議したとおりに決定することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員長（三宅文雄君） それで、次に入る前に、私からの提案なんですけれども、開会前にお話ししたかと思いますが、条例案の上から2行目に「効率的な稲作には不向きであったために、戦国時代末期頃に綿花の栽培が始まったと伝えられている」というふうな文言がございます。私も繰り返し何回も読み返していく中で、「あったために」というのはどうも「に」が要らないのではないかなと思うたり、「あったがため」というふうなことも、以前もそういった文言の話合いを提案したこともあったんですけれども、この条例案としてはどうも言葉が引っかかると思いますか、そういったところがございまして、委員の皆様方に提案をしたいというふうに思います。「あったがため」という表現がいいのかなというふうを感じたりしとんですけれども、いかがでしょうか。このままでよければこのままで進めていきたいというふうに思います。

委員（佐藤 豊君） 「に」が重たいなら、「ため」でいいじゃないですか。

委員長（三宅文雄君） 「に」がなくてもいいという。

委員（西田久志君） 特に理由が見つからないというか、「に」があるかないかというものもあるんですけども、委員長が言われるように「に」を削除して「ため」というのでいいんではないかなと思います。これは全然根拠も何もないんですけど。

〈なし〉

委員長（三宅文雄君） それでは、私の提案でございますけれども、「井原デニム条例（案）」の2行目の「効率的な稲作には不向きであったため」というふうに訂正をして全員協議会に諮りたいというに思いますので、そのように訂正をお願いをいたします。

次長（藤原靖和君） 全員協議会へ諮る前にもう一回見てもらうようにしたらどうでしょうか。執行部というのは担当課へ。

〈休憩中に委員間で協議〉

委員長（三宅文雄君） 先ほど私が申しましたように、条例案については字句の整理をした後に、また先ほど第2条第3号についても未来創造部のほうへ伺ってこれでいいのかという意見を伺った後に皆様方に報告しまして全協に諮るというふうな流れになろうかというに思いますので、よろしく願いをいたします。よろしいでしょうか。

〈異議なし〉

〈パブリック・コメントについて〉

委員長（三宅文雄君） パブリック・コメントにつきましては、7月6日の建設水道委員会で実施することに決定しておりましたが、実際に募集する際の実施要領までは作成していませんでした。予定では12月定例会の開会日7日の全員協議会で報告し、修正があれば修正後にパブリック・コメントを約1か月実施することとしております。

お手元に「井原デニム条例（案）に関するパブリック・コメント実施要領（案）」を配付しておりますので、ご覧ください。

内容につきましては、参考資料として配付しておりますが、平成22年に実施しました

「井原市議会基本条例（案）に関するパブリック・コメント実施要領（案）」と執行部の「井原市パブリック・コメント手続要綱」を参考にしております。

お手元に配付しておりますので、ご覧になってください。

それでは、こちらの「井原デニム条例（案）に関するパブリック・コメント実施要領（案）」につきまして皆様方からご意見等ございましたらお願いいたします。

次長（藤原靖和君） パブリック・コメント実施要領（案）の中の2番目の資料内容及び公表方法等の1番なのですが、条例案だけを公表するようになっているんですが、そこに至る報告書も公表してはどうかと思いたしますが、いかがでしょうか。

委員長（三宅文雄君） ただいま事務局のほうから、実施要領（案）では公表する資料として「井原デニム条例（案）」のみ書いてあるんですけども、報告書のほうも資料として公表してはどうかというご意見でございましたけれども、委員の皆様方のご意見を求めます。

委員（佐藤 豊君） パブリック・コメントをするのであれば、この条例ができる背景、またどういう経緯でこの条例案ができたのかといったようなことを理解してもらうためにはそういった資料を見てもらって意見をいただくということもいいんじゃないかというふうに思います。

委員（西田久志君） 同じ意見でして、条例ができるまでの内容がよく分かって、これは報告書も付け加えるべきだと思います。

〈なし〉

委員長（三宅文雄君） 公表する資料といたしまして、「井原デニム条例（案）」とともに調査報告書も公表するというところでよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員（西田久志君） 今度は公表する資料の下の2番の公表する場所は、この2つ、ホームページと議会事務局だけでいいのか。公表する場所は、ほかにはないでしょうか。

委員長（三宅文雄君） 参考資料として、「井原市議会基本条例（案）に関するパブリック・コメント実施要領（案）」の中には公表する場所として市役所とか公民館とかというふうな記載があるんですけども。

これは事務局にお尋ねします。ホームページと議会事務局だけでこのたびはいくという理

解でよろしいのでしょうか。

副委員長（多賀信祥君） 僕らで決めるんですが、西田委員の言われたことも考えはしたんですけど、基本条例のときの公表する場所で参考に公民館とかも書いてあるんですけど、公表期間がひょっと1日、2日ずれる可能性があるという問題があるのかなと思いますので。例えば公民館全てに掲示したときに、我々委員会で手分けして行くなら同じ日にさっと行けると思うんですけど。なので、今書いてあるようにホームページと議会事務局でいいのかなと思います。メインは多分ホームページになると思います。

委員（西田久志君） このデニム条例をつくるに当たっては、市民の皆さんに周知するということに関しての思いがあれば、1日、2日、日にちがずれるというのもありましようけれど、公民館あたりは必要なのかなと思います。

副委員長（多賀信祥君） 参考資料の議会基本条例を公表する場所に丸がついとるのは、これは事務局、これがもともと残ってる資料なんですか。

主幹（西本洋子君） はい。

副委員長（多賀信祥君） この丸は何なんですかね。

主幹（西本洋子君） 場所とインターネットです。

副委員長（多賀信祥君） 分けとるんですね。例えば公民館へ貼り出す場合、主事さんに20日から貼り出してください、これで言うたら、スタートの日にはその日に掲示してもらって、最終日には撤去してもらおうという依頼まで要るんですよ。それはちなみにどうしちゃったのでしょうか。

委員（西田久志君） 参考資料の基本条例の場合、先ほど休憩中にも話をしたんですけど、どれぐらい返ってきたかというのは分からんですかねっていったら難しいですか。

主幹（西本洋子君） 7月6日の資料には件数をつけてたと思うんですけど。

委員（西田久志君） もう回答はいいですけど、公民館ぐらいは必要なかなという思いがあります。というのが、何かしようどというところをPRする意味からでも必要なかなとは思いますが。

主幹（西本洋子君） 先ほどの西田委員さんのご質問ですが、18人で37件の意見がありました。

副議長（大滝文則君） 場所というのは分かるん。

主幹（西本洋子君） 場所までは分かりません。

次長（藤原靖和君） ホームページかどこの施設かは分からない。

委員（西田久志君） 再度、ごめんなさい、それは公民館へもしとんですか、してないですか、分からないんですね。

副委員長（多賀信祥君） 事務局に聞きたいのが、公民館へ依頼する場合だったら依頼文とかがあって、様式もコピーしていつ置いて置かにゃいけませんね。さっき言った掲示から撤去も依頼文の中をお願いして事前に持っていつときゃいい。

委員（坊野公治君） これを持っていった記憶はないですね。

副委員長（多賀信祥君） じゃから、少し気になったのがひょっとして、公民館でパブリック・コメントの様式を置いとるというだけかと思う。窓口という意味じゃないんじゃないかなと思う。郵送ということなので。

例えば西田委員が言われた周知の部分でいうと、条例案、見ていただくものを用意しとって、パブリック・コメントを募集していますというチラシでいいんか、様式も置いとって、提案箱じゃないと思うんです、郵送してくださいというて書いとるから。じゃから、もし公民館に置くとしたらそのどっちにするかというのを。公表する場所ですね。

委員（坊野公治君） 公表する場所ですから。集める場所じゃなくて公表する場所です。

副委員長（多賀信祥君） 公表ということは、実施要領を置いとときゃいい。置いとくというか提示してもらやあええですね。

主幹（西本洋子君） 条例案と調査報告書を置くだけです。

委員（坊野公治君） 提出の方法は下に電子メール、ファクス、郵便、持参、ホームページの専用フォーム。

副委員長（多賀信祥君） であれば、西田委員が言われるようにあらかじめ持っていついて、先ほど私が言いましたけど、実施期間中、掲示と撤去は関係なく、こういうものをこの期間でしますというものを貼るときゃええということですね。それなら、公民館でもやればいいかなと思います。

次長（藤原靖和君） それは誰が配付することになりますか。

副委員長（多賀信祥君） 委員会で手分けをして持っていつてお願いをするという形がいいかなと思います。

委員長（三宅文雄君） それでは、皆様方からいろいろ、公表する場所について公民館へも配付するべきではないかということでご意見がありました。それで、委員皆様方で手分けをして公民館へも置いていただくということで今後進めていきたいというふうに思います。

〈なし〉

委員長（三宅文雄君） パブリック・コメントの資料の公表場所については、ただいま協議しましたとおり決定することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員長（三宅文雄君） それでは次に、実施要領（案）の4、意見募集期間についてですが、先ほど協議したように、条例案を修正したものを7日の全員協議会で報告いたしますが、そこで何も修正の必要がなければ12月の中旬から1月の中旬まで井原市のホームページに掲載することとしたいと思います。もし全員協議会の意見を踏まえ修正の必要が生じた場合には、また委員会に持ち帰っての検討が必要となりますので、場合によってはスケジュールが変更になってくるかと思います。

また、全員協議会での報告時の資料としては、「井原デニム条例（案）」及び「地域産業の活性化に関する調査報告書」を提出しようと思います。

以上につきまして委員皆様方から何かご意見等ございますでしょうか。

〈なし〉

〈12月定例会での所管事務調査事項について〉

委員長（三宅文雄君） 前回の委員会で12月定例会での所管事務調査事項として「平成30年度の災害復旧状況について」、「新型コロナウイルス感染拡大による事業所等への影響について」、「地場産業の振興に係る本市の取り組みについて」の3つの案件について継続して取り上げようということで決定をいたしました。

なお、「新型コロナウイルス感染拡大による事業所等への影響について」は、前回の定例会のときとは状況が変わってきており、また議案との兼ね合いもあるかもしれないということで、内容の詳細については本日協議することとしておりました。

それでは、「新型コロナウイルス感染拡大による事業所等への影響について」を協議したいと思います。皆様方からご意見等発言をお願いいたします。

まず、調査の目的でございますけれども、いかようにお考えでしょうか。

「新型コロナウイルス感染拡大による事業所等への影響について」、調査の目的、調査の方法、執行部への質疑事項の検討のため、事務局で前回の資料を取り寄せていただきました。内容につきましてこういった内容でいいのか、それとも追加することが要るのかどうか、その辺について皆様方から発言をしていただきたいというふうに思います。

委員（西田久志君） まず調査の目的ということで、この分がいいのではないかと思います。

す。感染拡大がいまだに収まらないというようなことで、東京なんかはまだまだ増えているというところですが、全国規模の事業をされてる方もおられると思うんで、そこら辺も含めてこれでいいのではないかなと思います。

委員長（三宅文雄君） 調査の目的については前回の文言でいいのではないかなという西田委員からのご意見なんですけど、いかが取り計らいましょうか。

〈休憩中に委員間で協議〉

委員長（三宅文雄君） 調査の目的につきまして休憩中に大分ご意見が出ましたので、副委員長のほうからまとめて発言をお願いをいたします。

副委員長（多賀信祥君） 11月30日の臨時会で補正予算を組んで支援策が確定をして今執行している状況ですけど、その支援策が影響の大きい業種、事業所に的確に行き届いているかを把握、検証し今後の対策に生かすというようなことを目的に調査を進めればということですので、文言については私のほうで原案をつくって、また次回の委員会で皆さんに意見をいただくということでお願いしたいです。

委員長（三宅文雄君） ただいま調査の目的につきまして副委員長のほうから発表していただきました。

そういった方向で今後進めていくということで、また後日皆様方に相談したいということでした。これにご異議ございませんでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（三宅文雄君） 調査の目的については、そういった方向で今後進めてまいります。

それから、調査の方法は、委員会において質疑、委員会での討議で、これはこのままでいいかと思います。これでよろしいですか。

〈異議なし〉

委員長（三宅文雄君） それから、調査期間、委員会開催日ということで、これはもう日程は既に決まっておりますのでこのままで、またその日程の日に合わすということでもいいんだろうかと思います。

それから、その他ですが、執行部への質疑事項、執行部への資料要求についてはいかが取り計らいでしょうか。

先ほど副委員長のほうから調査の目的を公表していただきました。それに準じた質疑事項、それから執行部への資料要求ということになろうかと思っておりますので、副委員長のほうで考えていただいて皆様方に発表するというにさせていただきますてもよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（三宅文雄君） それでは、そのように今後進めていきたいというふうに思いますので、副委員長、ひとつよろしくお願いをいたします。

このほかに委員の皆様方から何か提案事項がございましたらご発言をお願いいたします。所管事務調査事項として取り上げるような事項がございましたら。

〈なし〉

委員長（三宅文雄君） 12月定例会での所管事務調査事項については、ただいま協議したとおり決定することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

〈その他〉

委員長（三宅文雄君） ほかに皆様方から何かございましたらお願いいたします。

〈なし〉

委員長（三宅文雄君） 以上で建設水道委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。